

平成16年度総合評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房秘書課，民事局，刑事局	評価時期	
課題の内容	<p>課題名 法制度の整備について（社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管の法制度に係る立法作業）</p> <hr/> <p>1. 課題・ニーズ</p> <p>現在，我が国は，新たな世紀にふさわしい国の形を造る大転換期にあり，自由かつ公正な経済社会を築き，世界的規模で広がる大競争時代を勝ち抜いて大いなる発展を遂げるため，国民の活発でより成熟した経済活動の土台となる諸制度の抜本的改革が求められている。</p> <p>とりわけ，経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備は，透明なルールと自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型社会の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要であり，我が国の将来の決定的要素となるものである。</p> <hr/> <p>2. 目的・目標</p> <p>上記の課題に対応するためには，まず，社会経済情勢の変化を踏まえつつ，企業等の自由な経済活動が可能となるように民事基本法制を整備することが必要であり，これによって，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され，我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。また，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するように，刑事基本法制を整備することが必要であり，これによって，事後監視・救済型社会の基盤を形成し社会の安定に資することになる。さらに，国民に分かりやすい司法を実現するためには，法令を理解しやすいものとすることが不可欠であり，これによって，透明なルールに貫かれた事後監視・救済型社会の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。</p> <p>法務省では，このような観点から，平成13年度から5年程度の期間を目途として，集中的に，経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んでいるところであるが，その具体的内容は以下のとおりである。</p> <p>【民事関係】</p> <p>企業経営の効率化，業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されるに至っており，また，新規企業の資金調達需要の増大，株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い，企業の資金調達に関する環境整備が求められている状況にあることを踏まえ，企業統治の実効性を確保し，国際的に整合性のとれた制度を構築するとともに，高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営，資金調達の円滑化・流通性の確保，投資家の保護等を図ることにより，我が国の企業の競争力の強化を図るため，会社の機関のあり方，会社情報の適切な開示のあり方，株主総会運営の方法，資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。</p> <p>社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため，担保・執行法制，区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備する。</p> <p>速やかかつ合理的な破綻処理，企業再建等を行うことを可能とし，経営資源の有効活用等を図るため，倒産法制を整備し，手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。</p> <p>司法の国民的基盤の確立のためには，分かりやすい司法を実現する必要があり，その前提として，司法判断の基礎となる法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要であるところ，我が国の基本的な法令の中には，民法の一部や商法など，明治時代に制定され，依然としてカタカナの文語体で表記され，現在では使われていない用語が使用されているものや，条文引用の方法等が煩雑であるものなど，法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされてい</p>		

るものがあることから、こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。

【刑事関係】

クレジットカード等の支払用カードの偽造等の事案が多発している状況にかんがみ、支払用カードに対する社会的信用を確保するため、支払用カードたる電磁的記録の不正作出等の行為に対する罰則を整備する。

長引く不況を反映して、企業や個人の相次ぐ倒産、不良債権処理が問題となっているところ、悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し、実効的に対処できるよう、これら妨害に対する罰則を整備する。

近年、企業活動に伴う様々な違反行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われており、国民が安心して暮らせる社会、ルールに従った健全な企業活動が営まれる活力ある社会を確保するため、企業活動において重要な役割を果たしている法人の刑事責任の在り方について見直す。

近年、コンピュータが社会の各般の分野で広範に利用され、その利用者が急速に拡大するとともに、利用形態もコンピュータを単独で用いる形態からインターネットなど地球規模のオープンなネットワークとしての利用形態に急速な変化を遂げてきている。このような状況変化に伴い、コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しているところ、我が国の治安や社会経済の秩序を維持するためには、ハイテク犯罪に的確に対応し得るための法整備を行うことが不可欠であり、ハイテク犯罪の特質を踏まえて実体法及び手続法を整備する。

3. 具体的内容

(1) 法制整備の体制については、平成12年11月8日、通商産業省・総務省からの合計3名の応援を含む、民事局・刑事局の基本法制担当者によるプロジェクトチームを設置し、積極的、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところであるが、さらに積極的、集中的に法制整備を進めるため、平成13年4月、内閣の支援を得て、時限的に、参事官を中心とする作業班を増強し、現在、約40名からなる民事刑事基本法制プロジェクトチームにより作業を進めている。

(2) 法整備の具体的内容

(・は平成17年3月31日現在で整備済みのもの、 は平成18年ころまでに整備予定のもの)

民事関係

ア 商法

- ・株主総会運営等におけるITの活用、ストック・オプション制度の見直し
- ・株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本的見直し

条文について、平仮名・口語体とするための検討

利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し
等

イ 民法及びその関連法

- ・中間法人制度の創設
- ・担保・執行法制、区分所有法について、現代社会に一層適合させるよう所要の法整備
- ・民法典(第一編から第三編まで)を平仮名・口語体とする
- 信託法について、信託制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの全面的な見直し
等

ウ 倒産法

- ・会社更生法及び破産法等について、手続の簡素、合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し
- 特別清算制度の見直し
等

	<p>エ 民事訴訟法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの、民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し 等 <p>刑事関係</p> <p>ア 経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払用カードの偽造等犯罪に関する罰則の整備 ・倒産犯罪等に関する罰則の整備 <p>民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備</p> <p>企業の刑事責任の在り方の見直し 等</p> <p>イ IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備</p> <p>ハイテク犯罪に対する罰則の整備</p> <p>コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備 等</p>
<p>評価手法等</p>	<p>民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を事後監視・救済型社会の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものであるとするためのものである。</p> <p>そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、民事・刑事基本法制の整備によりもたらされる効果を分析して、必要にして十分な法制の整備が行われているかを評価することとなる。本件政策課題である基本法制の整備は、上記のとおり、平成13年度から5年程度の期間を目途とするものであり、その評価は、基本法制の整備を終えた後に行うこととなるが、今回は、平成16年度における立法作業の状況の説明を中心とする。</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1.平成16年度に講じた施策</p> <p>平成16年度に成立・公布された法案は以下のとおり。</p> <p>【民事関係】</p> <p>破産した債務者の財産の適正かつ公平な清算を目的とする破産手続について、迅速化及び合理化を図るとともに手続の公正さを確保し、利害関係人の権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合したものにするための破産法の全面改正</p> <p>高度情報化社会の進展にかんがみ、株式会社等の経営の合理化を図るため、株式会社等が電磁的方法により公告を行うことを可能にするとともに、合併、資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化する等の措置を講ずることを目的とする電子公告制度の導入のための商法等の一部改正</p> <p>内外の金融情勢の変化に即応し、株式等の取引に係る決済の合理化を図るため、株式について、振替制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行うこと等を目的とする社債等の振替に関する法律等の一部改正</p> <p>保証契約の内容を適正化し保証人の保護を図るとともに、民法の表記を現代語化して国民に理解しやすいものとするを目的とする民法の一部改正</p> <p>法人がする動産及び債務者の特定していない将来債権の譲渡についても、登記によってその譲渡を公示することができることとして、動産や債権を活用した企業の資金調達の円滑化を図ることを目的とする債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正</p> <p>民事訴訟手続、民事執行手続及び公示催告手続等の民事関係手続を国民がより利用しやすいものとするとの観点から、その一層の迅速化及び効率化等を図るための民事訴訟法等の一部改正</p> <p>（詳細については別添「立法作業シート」を参照）</p> <p>【刑事関係】</p> <p>我が国と米国との間における捜査共助の実効性をより一層高める趣旨から「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」を締結し、国際捜査共助法等の円滑な実施を図るための所要の規定の整備を行うことを目的とする国際捜</p>

	<p>査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正 (詳細については別添「立法作業シート」を参照) なお、以下の法案については、現在国会に提出中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案 <hr/> <p>2. 評価結果 (評価期間未了)</p>
<p>備 考</p>	<p>なお、平成16年度中に国会に提出した「会社法案」、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案」については、平成17年通常国会(第162回)において可決成立した。</p>

立法作業シート

		立法所管部局	民事局
法律名	破産法		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<p>旧破産法は、大正11年に制定された後、昭和27年にアメリカ法の影響のもとに免責制度を導入する等の部分的な改正が行われた以外には、特段の見直しがされることなく現在に至っていた。</p> <p>しかし、この間の社会経済情勢の変化は著しく、特に近年は、いわゆる消費者破産事件が激増していた。また、債権者数が極めて多数で、負債総額も多額に上るといった企業破産事件の増加も目立っていた。</p> <p>このような状況の下で、旧破産法が定める破産手続に対しては、主として事業者の破産を想定しているため、消費者破産に対する手続的な手当が十分でないとの批判や、大規模な破産事件に備えた手続の特例が設けられていないとの批判がされていた。また、破産手続が開始された場合の各種の法律関係の取扱いや各種の債権の優先関係等にかかわる倒産実体法の分野における見直しも必要であるとの指摘もされていた。</p>		
立法の目的	破産した債務者の財産の適正かつ公平な清算を目的とする破産手続について、迅速化及び合理化を図るとともに手続の公正さを確保し、利害関係人の権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合したものに改める。		
立法による効果あるいは予想される効果	破産手続について、迅速化及び合理化を図るとともに手続の公正さを確保し、利害関係人の権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合したものに改めることにより、迅速かつ公平な清算手続の保障、破産会社の労働者の生活の確保、個人の債務者の再起の支援という経済社会のセーフティネットが確立されることが期待される。		
具体的内容	<p>1 破産手続全体の見直し</p> <p>(1) 手続の迅速化及び合理化</p> <p style="padding-left: 2em;">管轄裁判所の拡大</p> <p style="padding-left: 2em;">親子会社、会社と代表者等の事件の一体処理を可能とするため管轄裁判所を拡大することとした。</p> <p style="padding-left: 2em;">大規模事件のうち、債権者数が1000人以上のものには、専門的な処理体制の整った東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に全国的な競合管轄を認め、債権者数500人以上のものには、高等裁判所所在地の地方裁判所に競合管轄を認めることとした。</p> <p style="padding-left: 2em;">破産債権の調査・確定手続の簡素・合理化</p> <p style="padding-left: 2em;">破産債権の調査について、現行法の期日方式に加えて期間方式をも導入し、事案に応じた適切な処理を可能とすることとした。</p> <p style="padding-left: 2em;">破産債権の確定について、決定による確定手続（破産債権査定決定の制度）を導入することとした。</p> <p style="padding-left: 2em;">債権者集会の任意化と書面等投票制度の導入</p> <p style="padding-left: 2em;">債権者集会の開催を任意化し、事案に応じた適切な処理を可能とすることとした。</p> <p style="padding-left: 2em;">議決権者の議決権行使の機会を実質的に保障するため、書面等による議決権の行使を認める制度を設けることとした。</p> <p style="padding-left: 2em;">労働債権に対する許可弁済の制度の創設</p>		

労働債権者の生活の維持を図るため、配当の前であっても、裁判所の許可によって労働債権者に弁済することができる制度を設けることとした。

破産管財人の任意売却に伴う担保権消滅請求の制度の創設

担保物件の換価方法を多様化するため、破産管財人が担保物件を任意売却する際に、裁判所に担保権の消滅を請求することができる制度を設けることとした。

(2) 手続の公正さの確保

包括的禁止命令・保全管理命令等の導入など保全処分の拡充

保全段階における債権者間の平等を図るため、債務者の財産に対する強制執行等を一律に禁止する包括的禁止命令や保全管理人による債務者の財産の管理を命ずる保全管理命令の制度を設けることとした。

事件関係書類の閲覧・謄写手続の整備

手続の透明性確保のため、事件関係書類の閲覧・謄写手続を整備することとした。

債権者委員会の制度の創設

破産債権者の意思を破産手続に反映させる途を拡大するため、債権者委員会の制度を設けることとした。

破産者の重要財産開示義務を創設

破産者の説明義務を強化するため、破産者に対し、その有する不動産、現金、有価証券等の内容を記載した書面を裁判所に提出しなければならない義務を課すこととした。

破産会社の役員責任査定決定の制度を導入

破産会社の役員に対する責任の追及を容易にするため、決定による損害賠償請求権の査定の制度（役員責任査定決定の制度）を導入することとした。

2 個人の破産・免責手続の見直し

(1) 自由財産（破産者が自ら管理処分し得る財産）の範囲の拡張

破産者の経済生活の再生に資するよう、破産者の自由財産の範囲を標準的な世帯の必要生計費の3か月分とし、裁判によるその範囲の拡張を可能とすることとした。

(2) 破産手続と免責手続との一体化

免責手続の迅速化を図るため、破産手続開始の申立てがあれば、原則として免責許可の申立てもあつたものとみなして、破産手続と免責手続とを一体化することとした。

(3) 免責手続中の強制執行等の禁止

免責手続終了までの間の破産者の生活の維持を図るため、免責手続中の破産者の財産に対する強制執行等を禁止することとした。

(4) 非免責債権の拡張

特に要保護性の高い生命侵害等による不法行為債権、養育費債権を非免責債権に加えることとした。

(5) 裁判所等の免責に関する調査に対する破産者の協力義務の創設

裁判所等の免責に関する調査を実効性あるものにするため、破産者にこれに対する協力義務を課すこととした。

3 倒産実体法の見直し

(1) 労働債権の一部の財団債権化

破産手続開始前3か月間の給料債権、退職前3か月間の給料の総額に相当する額の退職手当の請求権を財団債権とすることとした。

(2) 租税債権の一部の破産債権化

破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税債権については、破産手続開始当時、納期限が到来していないもの及び納期限から1年を経過していないものを除き、優先的破産債権とすることとした。

	<p>(3) 貸貸人が破産した場合の賃借人の保護の強化 賃借人が対抗要件を備えている場合には、破産管財人は賃貸借契約を解除できないものとして、賃借人の保護を図ることとした。</p> <p>(4) 適正価格売却の否認リスクの軽減など否認制度の整備 適正価格による不動産等の処分に関する否認の要件を限定・明確化するなど、否認リスクを軽減することとした。</p>
<p>立法作業の状況</p>	<p>平成8年10月、法務大臣から、法制審議会に対して、倒産法制の見直しについて諮問がされ、試問を受けた法制審議会は、倒産法部会を設け、同部会において審議を開始した。審議の成果として、これまで、「民事再生法」、個人再生手続の特則を設ける「民事再生法等の一部を改正する法律」、「会社更生法」などが制定されてきた。倒産法部会は、平成13年5月からは、その下に設けた破産法分科会において、本格的に破産手続及び倒産実体法の見直しの検討に着手し、平成14年9月には検討の場を倒産法部会に移し、それまでの議論を取りまとめた「破産法等の見直しに関する中間試案」を公表し、これをパブリック・コメントの手続に付した。倒産法部会は、ここで寄せられた意見をも参考にして引き続き審議を進め、平成15年7月、「破産法等の見直しに関する要綱案」を決定した。この部会決定を受けて、平成15年9月、法制審議会総会において、「破産法等の見直しに関する要綱」が決定され、法務大臣に答申された。</p> <p>この要綱に基づいて立案された「破産法案」は、平成16年2月13日に閣議決定の上、第159回国会（常会）に提出され、国会での審議・採決を経て、同年5月25日に成立し、同年6月2日、平成16年法律第75号として公布された（施行日は平成17年1月1日）。</p>

立法作業シート

		立法所管部局	民事局
法律名	電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<p>高度情報化社会の進展に対応して、簡便かつ周知性の高い公告手段としてインターネットを利用した電子公告を認めるべきとの要請が強まっていた。</p> <p>平成14年のインターネットの普及率は、300人以上の企業においては98・4パーセント、5人以上の事業所においては79・1パーセント、世帯普及率は81・4パーセントである。</p>		
立法の目的	<p>高度情報化社会の進展にかんがみ、株式会社等の経営の合理化を図るため、株式会社等が電磁的方法により公告を行うことを可能にするとともに、合併、資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化する等の措置を講ずることを目的とする。</p>		
立法による効果あるいは予想される効果	<p>会社が行う公告について、電子公告の方法によることを認めることにより、インターネットに接続された端末さえあれば、ホームページに公告が掲載されている期間は、いつでもどこからでもアクセスして公告を閲覧することができることになり、官報や日刊新聞紙に比して、周知力があり、かつ、安価な公告が可能となる。</p>		
具体的内容	<p>1 株式会社についての電子公告制度の導入</p> <p>(1) 電子公告の許容</p> <p>株式会社の公告は、官報・日刊新聞紙に掲げる方法によるほか、電磁的方法であって法務省令に定めるものにより不特定多数の者がその公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置を執ること（以下「電子公告」という。）により行うこともできるものとする。</p> <p>(2) 電子公告の方法</p> <p>会社の公告を電子公告により行うときは、当該公告内容を次に掲げる期間しなければならないものとする。</p> <p>公告中に記載された期間又は法定の期間内に債権者や株主等が異議の申出、反対の意思の通知、株券の提出等の行為をすることができることとされている公告については、当該期間</p> <p>一定の日の二週間又は三週間前に公告をしなければならないとされているもの（基準日・割当日の公告等）については、当該一定の日までの間</p> <p>貸借対照表の公告については、五年間</p> <p>から までに掲げる公告以外の公告については、一か月間</p> <p>(3) 短期的な公告の中断があった場合の取扱い</p> <p>(2)の から まで掲げる期間（以下この項において「公告期間」という。）中に公告の中断 の状態に置かれた情報が当該状態に置かれなくなったこと又は当該情報が当該状態に置かれた後改ざんされたことをいう。以下同じ。）があった場合においても、次に掲げる要件のすべてを満たすときは公告の中断は公告の効力に影響を及ぼさないものとする。</p> <p>公告の中断が生ずるについて会社が善意で重過失がないこと、又は会社に正当な事由があること。</p> <p>公告の中断が生じた時間の合計が、公告期間の十分の一を超えないものであること。</p> <p>会社が、公告の中断があったことを知った後速やかに、その旨、公告の中断があった期間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。</p>		

(4) 定款の記載事項

電子公告を公告の方法とする株式会社の定款には、電子公告を公告の方法とする旨のみを記載又は記録すれば足りるものとする。

(5) 登記事項

電子公告を公告の方法とする株式会社は、(1)の情報の提供を受けるために必要な事項であって法務省令に定めるものをも登記しなければならないものとする。

(6) 電子公告調査

電子公告を行う株式会社は、電子公告を行うべき期間中、当該公告の内容である情報が1の状態に置かれているかどうかについて、調査機関の調査を受けなければならないものとする。

調査機関は法務大臣の登録を受けるものとし、登録の要件その他調査機関がその業務を適確かつ円滑に遂行するようにするための所要の規定を整備するものとする。

調査機関は、電子公告調査の後遅滞なく、当該電子公告調査の結果を当該電子公告をした株式会社（すなわち、当該調査の委託をした株式会社）に通知するものとする。

(7) その他

電子公告を公告の方法とする会社は、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合には、官報又は日刊新聞紙のいずれかで定款に定めるものに掲げる方法によって公告をすることができるものとする。

次に掲げる公告等の義務を撤廃するものとする。

ア 株主代表訴訟の場合の公告又は通知以外の訴え提起があった旨の公告

イ 社債管理会社が社債の弁済を受けた旨の公告及び通知

ウ その他株式会社について電子公告制度を導入することに伴い、所要の規定を整備するものとする。

2 貸借対照表の公開の方法の見直し

(1) 電子公告を公告の方法とする株式会社が貸借対照表の公告をする場合には、1の(6)にかかわらず、調査機関の調査を受けることを要しないものとする。

(2) 電子公告を公告の方法とする株式会社による貸借対照表の公告については、その全文を公告するものとする。

(3) 電子公告を公告の方法としない株式会社（官報又は日刊新聞紙を公告の方法とする株式会社）は、貸借対照表の公開を電磁的公示の方法によって行うことができるものとする。

(4) 電子公告を公告の方法とする株式会社については、電磁的公示の方法による貸借対照表の公開をすることができないものとする。

3 株式会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略等

(1) 合併及び資本減少・準備金減少における債権者保護手続並びに会社分割における承継会社がすべき債権者保護手続については、官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、知れている債権者に対する各別の催告を要しないものとする。

(2) 会社分割における分割会社がすべき債権者保護手続については、官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、不法行為によって生じた債権を有する者以外の知れている債権者に対する各別の催告を要しないものとする。

4 合名会社・合資会社の合併の際の債権者保護手続における個別催告の省略等

合名会社・合資会社の合併については、存続会社又は新設会社が株式会社である場合の債権者保護手続については個別催告の省略は認めないものとし、それ以外の場合については、株式会社の合併における債権者保護手続と同様の取扱いをするものとする。

立法作業の状況

1 平成14年2月、法務大臣から、その諮問機関である法制審議会に対して、株券不発行制度及び電子公告制度を導入することの要否及び導入する場合における改正法案の要綱を提示することについての諮問がされた。

これを受けて、同審議会に会社法（株券の不発行等）部会が設置された。そして、同年9月から同部会による審議が開始され、平成15年3月には、「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」が決定され、法務省において公表の上、裁判所、弁護士会、大学、経済団体等の機関、団体等に個別の意見照会を行うとともに、広く一般に意見を求めた。

その後、同部会では、同試案に対して寄せられた意見を踏まえて、更に検討を行い、平成15年7月30日、「電子公告制度の導入に関する要綱案」を「株券不発行制度の導入に関する要綱案」とともに決定するに至った。

この要綱案は、同年9月10日開催の法制審議会総会の審議に付され、原案どおり「電子公告制度の導入に関する要綱」として決定され、法務大臣に答申された。

2 電子公告制度の導入については、規制改革推進3か年計画（再改定）及びe-Japan重点計画2003において、同年中の法案提出が求められていたこともあり、法務省では、同年秋の臨時国会に同要綱に基づく法律案を提出すべく作業を進めたが、同臨時国会では衆議院が解散され、法律案の提出は不可能となったため、平成16年2月13日、「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案」を同年の第159回国会（常会）に提出した。

同法律案は、国会での審議・採択を経て、同年6月9日、平成16年法律第87号として公布された（施行日は平成17年2月1日）。

立法作業シート

		立法所管部局	民事局
法律名	株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<p>いわゆるボーダレス・エコノミーの進展により、証券市場についても国際競争の激化を招いており、我が国においても、より迅速で、安全、確実な証券決済制度の整備の一環として、株式等のペーパーレス化と統一的な決済システムの整備を図るべきとの要請が強まっていた。</p> <p>また、株式を発行し、株式の移転に株式の交付を必要とすることにより、発行会社・投資家・証券会社・保管振替機関にとって、多くのコストとリスクが生じていることから、株券の不発行制度を導入するべきとの要請が強まっていた。</p>		
立法の目的	内外の金融情勢の変化に即応し、株式等の取引に係る決済の合理化を図るため、株式について、振替制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行うこと等を目的とする		
立法による効果あるいは予想される効果	発行会社にとっては、株券等の発行に際して印刷費用等のコストが削減できるなどの効果、投資家にとっては、株券の紛失・盗難のリスクの解消などの効果、証券会社や保管振替機関にとっては、取引の決済における株券のデリバリー等が不要になる等の効果がある。		
具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 社債等振替法の一部改正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社債等振替法による振替制度の適用対象に株式、新株引受権、新株予約権、新株予約権付社債等の非金銭債権を追加した。 (2) 株式を振替制度の対象に加えることに伴い、株主が議決権・単独株主権・少数株主権等の権利を行使することができるようにするために、振替口座簿の内容を発行会社に伝達するための総株主通知や個別株主通知の制度を設けた。 2 商法の一部改正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 株式会社は、定款で株券を発行しない旨の定めをすることができるものとし、この定めをした場合における株式の移転の第三者対抗要件を株主名簿の名義書換とすることとした。 (2) また、譲渡制限会社については、株券を発行しない旨の定款の定めがない場合であっても、株主が株券の発行を請求していない限り、当該会社は株券の発行義務を負わないこととした。 (3) その他、以下の措置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> 新株予約権についても、株式と同様の証券の不発行制度を設ける。 株主名簿の閉鎖期間の制度を廃止する。 新株引受人が株主となる時期を払込期日とする。 		
立法作業の状況	<p>1 平成14年の通常国会において、有価証券の統一的な証券決済法制を構築する観点から、社債や国債等を対象に「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」が成立したが、株式の振替制度については、議決権・単独株主権・少数株主権の行使方法や振替機関等に超過記録が生じた場合に株主の権利をどのようなルールによって縮減させるべきかという点について慎重な検討を行う必要があったため、同法における導入は見送られた。</p> <p>その後、平成15年3月の規制改革推進3か年計画〔再改訂〕において、「株券の</p>		

不発行を認める制度を導入するとともに、株式について振替制度を構築する」とされ、関係省庁において、株式を含めた有価証券の統一的な決済法制の実現に向けて検討が進められた。

- 2 他方、法務大臣の諮問機関である法制審議会の会社法部会は、非公開会社を含む株式会社の株券発行コストの削減の見地から、平成13年4月に取りまとめた商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案に、株式会社が定款で、株券を発行しない旨を定めることができる株券不発行制度の導入を盛り込んでいた。

しかし、法制審議会での議論と並行して、先述の社債・国債等の振替制度の導入を目的とする改正作業が行われていたことから、改正法の内容を踏まえた上で株券不発行制度の内容を検討の方が望ましいと判断され、平成14年2月に答申された商法等の一部を改正する法律案要綱には株券不発行制度は盛り込まれなかった。

その後、株券不発行制度の導入については、同月から法制審議会に設けられた会社法（株券不発行等関係）部会において、株式の振替制度の導入に関する問題点を含めて精力的な検討が開始され、平成15年9月に、法制審議会は、「株券不発行制度の導入に関する要綱」を決定し、法務大臣に答申した。

- 3 これを受けて法務省では金融庁と共同で作業を進め、平成16年3月5日、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」を同年の第159回国会（常会）に提出した。

同法律案は、国会での審議・採択を経て、同年6月9日、平成16年法律第88号として公布された（施行日は、株券不発行等部分については平成16年10月1日、その他の部分については未定）。

立法作業シート

		立法所管部局	民事局
法律名	民法の一部を改正する法律		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<p>中小企業が融資を受ける際に、経営者やその親族・知人等による根保証（継続的に発生する不特定の債務の保証）契約がしばしば利用されているが、特段の法的規制がなかったため、保証の限度額や保証期間の定めのない、いわゆる包括根保証契約が多用されてきた。しかし、近時の厳しい経済情勢の中で、保証人が予想を超える過大な保証責任の追及を受ける事例が多発しており、包括根保証契約に対する法的規制を講ずる必要があると指摘されていた。</p> <p>また、民法のうち財産法を規律する第一編から第三編までの部分は、明治29年の制定以来、抜本的な改正を経ておらず、片仮名・文語体による表記が維持されていたため、日常用語との乖離が著しく、私人間の法律関係を規律する一般法・基本法として相応しくないとの指摘もあり、その早急な是正が求められていた。</p>		
立法の目的	保証契約の内容を適正化し保証人の保護を図るとともに、民法の表記を現代語化して国民に理解しやすいものとするを目的とする。		
立法による効果あるいは予想される効果	包括根保証の禁止など、根保証契約の内容に合理的な規制を加えることにより、根保証をした個人が予想を超える過大な責任を負うことがなくなること、民法第一編から第三編までの条文を平仮名・口語体とすることにより、国民生活と密接な関係にある民法が、表現や形式の面でも身近で分かりやすいものとなることが期待される。		
具体的内容	<p>1 保証制度の見直し</p> <p>(1) 保証契約一般について、書面によらない契約は無効とする旨の規定を追加した。</p> <p>(2) 貸金等根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約のうち、その債務の範囲に貸金等債務が含まれるものであって、個人を保証人とするもの）に関する規定を新設し、極度額の定めのない契約を無効とすること、契約締結日から5年後の日より後の日を元本確定期日とする定めを無効とすることなどの規制を設けた。</p> <p>2 民法現代語化</p> <p>これまでの民法の条文の意味内容に修正を加えることなくその表記を一般にも分かりやすい現代語に改めるという趣旨に基づき、片仮名・文語体を平仮名・口語体に改める、現代では一般に用いられていない用語等を、必要に応じて他の適当なものに置き換える、確立された判例・通説の解釈と条文の文言との間に齟齬が生じているものについて、明示されていない要件を補うなど条文の手直しを行う、などの改正を行った。</p>		
立法作業の状況	<p>（保証制度の見直し）</p> <p>平成16年2月、法務大臣の諮問機関である法制審議会において、法務大臣から、「保証人が過大な責任を負いがちな保証契約について、その内容を適正化するという観点から、根保証契約を締結する場合に限度額や期間を定めるものとするなど、保証制度について見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問がされた。この諮問を受けて法制審議会が設置した「保証制度部会」は、同年5月に要綱の中間試案を取りまとめて公表し、関係各界への意見照会やパブリック・コメント手続を実施した。同部会は、その結果等を踏まえてさらに審議を続け、同</p>		

年8月、「保証制度の見直しに関する要綱案」を決定した。同年9月8日開催の法制審議会（総会）において、同案のとおり「保証制度の見直しに関する要綱」が決定され、法務大臣に答申された。

法務省民事局では、この要綱に基づき、保証制度の適正化に関する措置を講ずる民法の改正事項と、後述の「民法現代語化案」に必要な修正を加え、民法の第一編から第三編までを現代語化することを内容とする改正事項とを一体とした「民法の一部を改正する法律案」を策定した。同法律案は、平成16年10月12日の閣議決定を経て、第161回国会に提出され、国会での審議・採決を経て、同年12月1日、平成16年法律第147号として公布された（施行日は平成17年4月1日）。

（民法現代語化）

法務省民事局では、平成3年7月に「民法典現代語化研究会」を立ち上げ、民法典の表記を平仮名・口語体に改める場合の理論上及び実務上の問題について検討を行い、同研究会は、平成8年6月、「民法典現代語化案」（研究会案）を取りまとめた。

法務省民事局では、この研究会案を基礎資料として法案化に向けた更なる準備を進め、平成16年8月、研究会案に必要な修正を加えた「民法現代語化案」を公表し、パブリック・コメント手続を実施した。法務省民事局では、その結果も参考にしつつ更に必要な修正を加えて最終的な条文案を確定させる作業にあたり、その後、前述のとおり「民法の一部を改正する法律案」を策定した。

立法作業シート

		立法所管部局	民事局
法律名	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<p>近時、企業金融の在り方について、不動産担保や個人保証に過度に依存した資金調達手法を見直す必要があると指摘されており、企業資産のうちこれまで十分に活用されていなかった不動産以外の資産、具体的には動産や債権を担保目的又は流動化目的で譲渡することによって資金を調達する方法が注目を集めている。</p> <p>しかし、従前の法制のもとでは、動産を活用して資金を調達しようとしても、動産の譲渡を第三者に公示する制度が不十分であるという問題があることが指摘されていた。また、債権を活用して資金を調達する方法についても、従前の債権譲渡登記制度においては、債務者の特定していない将来債権の譲渡を登記することができないという問題があることが指摘されていた。</p>		
立法の目的	<p>法人がする動産及び債務者の特定していない将来債権の譲渡についても、登記によってその譲渡を公示することができることとして、動産や債権を活用した企業の資金調達の円滑化を図ることを目的とする。</p>		
立法による効果あるいは予想される効果	<p>本法律によって動産及び債権の譲渡の公示制度が整備されることにより、企業がその所有する動産及び債権を担保目的又は流動化目的で譲渡して資金を調達した場合に、当該譲渡が登記によって客観的に明確な形で公示され、これによって譲受人は対抗要件を備えることができることとなる。また、動産及び債権の譲渡の公示制度が整備されることによって、融資者の法的地位の安定が図られ、動産及び債権を活用した企業の資金調達が促進されるという経済効果も見込まれる。</p>		
具体的内容	<p>1 動産譲渡登記制度の創設</p> <p>法人がする動産の譲渡について、登記により対抗要件を備えることができる制度を創設することとした。</p> <p>(1) 登記の対象</p> <p>法人が譲渡人である動産譲渡に限定し、譲渡の目的物が個別動産であるか集合動産であるかを問わないこととした。</p> <p>(2) 登記の存続期間</p> <p>動産譲渡登記の存続期間を原則として10年以内とすることとした。</p> <p>(3) 登記事項の開示</p> <p>登記事項の概要は何人に対しても開示し、すべての登記事項は譲渡の当事者、利害関係人及び譲渡人の使用人に対してのみ開示することとした。</p> <p>(4) 登記事項概要ファイルの創設</p> <p>譲渡人の本店等の所在地を管轄する法務局等に登記事項概要ファイルを備えて登記事項の概要を記録し、何人でもこのファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求できる制度を創設することとした。</p> <p>2 債権譲渡登記制度の改正</p> <p>法人がする債務者の特定していない将来債権の譲渡についても、登記により債務者以外の第三者に対する対抗要件を備えることができることとした。</p> <p>(1) 登記の存続期間</p> <p>債務者の特定していない将来債権の譲渡についての債権譲渡登記の存続期間を原則として10年以内とすることとした。</p> <p>(2) 上記1(3)及び(4)と同様の整備をすることとした。</p>		

<p>立法作業の状況</p>	<p>法務大臣の諮問機関である法制審議会では、動産・債権担保法制部会を設置して、平成15年10月から動産譲渡及び債権譲渡を公示する制度の整備について調査審議を開始した。同部会は、平成16年2月、「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」を取りまとめ、これを公表し、パブリック・コメント手続に付して広く国民の意見を求めるとともに、その結果を踏まえて更に検討を行った。その結果、同年8月には、同部会において「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱案」が決定され、同年9月には法制審議会（総会）において「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱」が決定され、法務大臣に答申された。</p> <p>この要綱に基づいて立案された「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」は、平成16年10月12日に閣議決定されて第161回国会（臨時会）に提出され、国会での審議・採決を経て、同年12月1日、平成16年法律第148号として公布された（施行時期は平成17年10月ごろの予定）。</p>
-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

立法作業シート

		立法所管部局	民事局
法律名	民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<p>民事関係手続については、近年の社会経済情勢の変化等に伴い、特に、社会における情報通信技術の発展への対応を強化するとともに、権利実現の一層の円滑化を図る必要があると指摘されていた。また、公示催告手続についても、明治二十三年に制定された民事訴訟法の一部である現行の「公示催告手続ニ関スル法律」の規律を改めて、手続をより迅速なものにする必要があると指摘されていた。</p> <p>そこで、このような情勢を背景として、民事関係手続を国民がより利用しやすいものとするとの観点から、その一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟法等の見直しが重要な課題となっていたものである。</p>		
立法の目的	民事訴訟手続，民事執行手続，公示催告手続等の民事関係手続を国民がより利用しやすいものとするとの観点から，その一層の迅速化及び効率化等を図るため，民事訴訟法等の見直しを行う。		
立法による効果あるいは予想される効果	民事訴訟手続等のオンライン化，公示催告手続の改善，最低売却価額制度の見直し，少額訴訟債権執行制度の創設，扶養義務等に基づく金銭債務についての間接強制制度の導入など，民事関係手続の改善のための所要の改正を行うことにより，より迅速かつ効率的な司法的救済，権利実現が図られるようになることが期待される。		
具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 民事訴訟手続等のオンライン化 社会のIT化に対応するため、民事訴訟手続等における申立てをインターネットを利用して行うことができるようにし、また、民事訴訟の第一審の管轄裁判所の合意は、書面のほか電子データによってもできることとした。 2 公示催告手続の改善 手形等を喪失した場合に利用される公示催告手続における公示催告期間の下限を6か月から2か月に短縮し、公示催告手続の全体を決定手続にするなど、その迅速化を図った。 3 民事執行制度の改善 権利の実現の一層の円滑化を図るため、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 最低売却価額制度の見直し 不動産競売の一層の円滑化を図るため、最低売却価額を売却基準価額として、これを2割下回る価額の範囲内での買受けの申出を認めることとした。 (2) 少額訴訟債権執行制度の創設 少額訴訟に係る債務名義について、地方裁判所のほか、国民に身近な簡易裁判所でも債権執行を行うことができるようにした。 (3) 扶養義務等に基づく金銭債務についての間接強制制度の導入 養育費等の扶養義務等に基づく金銭債務の強制執行については、現在認められている直接強制のほか、間接強制の方法によることもできるようにした。 		
立法作業の状況	民事訴訟法については、平成13年6月にされた諮問に対して法制審議会が平成15年2月にした答申に基づき、同年7月に、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立したが、法制審議会では、この答申後も、民事訴訟法の改正について引き続き審議を行うこととされた。		

他方、民事執行制度についても、同年7月に、「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」が成立したが、民事執行手続を一層、適正かつ迅速なものとするとの観点から、同年3月に新たな諮問がされた。

これらの諮問について、法制審議会の民事訴訟・民事執行法部会は、同年4月から調査・審議を行い、同年9月には中間試案を公表して、パブリック・コメントの手続が行われた。同部会では、その後も更に調査・審議を続け、平成16年1月に「民事訴訟法及び民事執行法の改正に関する要綱案」を取りまとめ、同年2月には、法制審議会総会において「民事訴訟法及び民事執行法の改正に関する要綱」が決定され、法務大臣に答申された。

さらに、手形等を喪失した場合等に利用される公示催告手続は、「公示催告手続ニ関スル法律」に規定されていたが、法務省において、平成15年の春から、その規定を現代語化するとともに、この手続を現在の社会経済情勢に適合したものにするための検討を続けてきた。

これらの法制審議会の要綱及び法務省の検討の結果等に基づいて立案された「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案」は、第159回国会に提出され（内閣提出法案第77号）、継続審議となった第161回国会において可決・成立し、平成16年12月3日、平成16年法律第152号として公布された（施行日は平成17年4月1日）。

立法作業シート

		立法所管部局	刑事局
法律名	国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	近年、外国人による凶悪事件が多発するとともに、国境を越えて敢行される犯罪が増加しており、このような事態に有効に対処するため、諸外国との捜査協力を一層推進し、捜査共助の迅速化を図ることが重要であるところ、平成15年8月、我が国は米国との間における捜査共助の実行性をより一層高める趣旨から、「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」に署名している。		
立法の目的	前記条約を締結し、国際捜査共助法等の円滑な実施を図るため、国際捜査共助法など関係する法律を改正し、所要の規定の整備を行う。		
立法による効果あるいは予想される効果	本改正により、前記条約を締結することとなるとともに、今後我が国が米国以外の国との間でも同様の条約を締結することが可能となる。		
具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 国際捜査共助法の手続及び要件について条約に基づく特例を設けること 条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされる場合は、法務大臣がこれを行うものとするほか、いわゆる双罰性等がない場合であっても、条約に別段の定めがある場合には、共助をすることができるものとする。 2 受刑者証人移送制度の創設 条約に基づき、刑の執行として拘禁されている者を証人尋問のために国際的に移送する制度を新設し、外国の要請により我が国の受刑者を移送するための要件及び手続を定めるとともに、我が国の要請により移送された外国の受刑者を拘禁するための規定を整備する。 3 業務書類等に関する証明書についての規定の整備 外国からの業務書類等の提供の要請に付随して業務書類等の作成又は保管の状況の証明を求められた場合に、裁判所における証人尋問に代えて、簡易な証明書の提出を求められることができるものとするとともに、虚偽の証明書を提出した場合には刑罰を科すものとする。 		
立法作業の状況	本法律案は、平成16年2月20日閣議決定を経て、同日国会に提出され、参議院先議により審議がなされ、同年6月3日可決成立し、同月9日公布された。		